

○高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程

(平成 23 年 3 月 10 日訓令第 1 号)

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号)第 6 条から第 8 条までの規定に基づき、県の事務及び事業における暴力団の排除を徹底し、公平かつ公正な県政運営を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人等 法人その他の団体をいう。

(2) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。

(3) 契約等の相手方 次に掲げるものをいう。

ア 県の事業等の契約の相手方となるために必要な申込み、申請等をしているもの

イ 県が行う一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有するもの、入札に参加しようとするもの、県が随意契約の相手方として選定するもの及び既に契約を締結した相手方

ウ 補助金、貸付金その他いかなる名称であるかを問わず県から金銭等の交付等を受けるための申請をしたもの及び申請をしようとするもの並びに金銭等の交付等を受けたもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、県が行う許認可等の処分の対象となる資格を有するもの

(4) 排除措置 入札参加資格者の指名停止、契約の解除、許認可等の取消しその他の県の事務及び事業から暴力団を排除するために必要な措置をいう。

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 排除措置担当所属長 排除措置の対象となる県の事務及び事業を担当する所属の長をいう。

(県の事務及び事業)

第3条 県の事務及び事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県有財産の売払い

(2) 県有財産又は金銭の貸付けに係る契約

(3) 補助金等の交付

(4) 公の施設の指定管理者の指定

(5) 公の施設の利用許可又は行政財産の使用許可

(6) 生活保護の決定又は実施

(7) 県営住宅又は特定公共賃貸住宅の入居者の決定、使用制限又は明渡し請求

(8) 物品等の売買、工事若しくは製造の請負、修理又は借入れに係る契約

(9) 役務の提供又は業務の委託に係る契約

(10) 前各号に掲げるもののほか、県が当事者となつて行う暴力団を利するおそれのある処分等の事務

(情報提供等)

第4条 排除措置担当所属長は、契約等の相手方が排除措置対象者に該当するか否かについて確認を行う必要があると認めるときは、警察本部刑事部組織犯罪対策課長(以下「組織犯罪対策課長」という。)に対し、別記第1号様式により照会をすることができる。

2 組織犯罪対策課長は、前項の規定に基づく照会を受理したときは、速やかに事実関係を調査し、当該排除措置担当所属長に対し、その結果を別記第2号様式により回答するものとする。

3 組織犯罪対策課長は、前項の場合によるほか、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することを確認したときは、排除措置担当所属長に対し、その旨を別記第3号様式により通知するとともに、排除措置を講ずることを要請することができる。

4 排除措置担当所属長は、第2項の規定による回答又は前項の規定による通知を受けて、排除措置を講じたときは、組織犯罪対策課長に対し、速やかにその旨を別記第4号様式により通知するものとする。

5 前各項の規定は、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第3号)第77条若しくは第78条又は高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第4号)第51条若しくは第52条の規定によるものについて準用する。

(排除措置の実施)

第5条 排除措置担当所属長は、前条第2項の規定による回答又は同条第3項の規定による通知により、契約等の相手方が排除措置対象者に該当すると認めるときは、やむを得ない事由があると認められるときを除き、排除措置を講ずるものとする。

(情報管理)

第6条 排除措置担当所属長及び排除措置の業務に従事する職員は、排除措置のために相互に提供された情報等を適正に管理し、排除措置以外の目的に使用してはならない。

(秘密保持)

第7条 排除措置担当所属長及び排除措置の業務に従事する職員は、業務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(相互協力)

第8条 排除措置担当所属長及び組織犯罪対策課長は、排除措置の対象となる県の事務及び事業が適正かつ円滑に行われるよう次に掲げる相互協力を実施し、連携を図るものとする。

- (1) 排除措置担当所属長は、排除措置を講ずるに際し、又は排除措置を講じた後に当該排除措置対象者からの妨害等が予想されるときは、警察本部に対し、警察官の出動その他の支援及び協力を要請すること。
- (2) 警察本部は、前号の規定により要請を受けたときは、警察官の出動その他の支援及び協力をを行うこと。
- (3) 前2号に掲げる行為に準じて支援及び協力をを行うこと。

(不当介入への対応)

第9条 排除措置担当所属長は、契約等の相手方が排除措置対象者から不当要求又は違法行為を受けたときは、速やかに警察に通報するよう指導するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、県の事務及び事業における暴力団の排除に関し必要な事項は、知事が、又は知事と警察本部長とが協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月10日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条に規定する情報提供等及び第5条に規定する排除措置の実施に関し必要な行為は、この訓令の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

別記第1号様式(第4条関係)

排除措置対象者の該当性について(照会)

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

排除措置対象者の該当性について(回答)

[別紙参照]

第3号様式(第4条関係)

排除措置対象者の該当性の確認について(通知)

[別紙参照]

第4号様式(第4条関係)

排除措置の実施について(通知)
[別紙参照]